

◆制度内容について

(賠償責任補償)

- Q1** 介護保険や支援費の事業者登録はしていないが、制度②福祉事業者総合賠償責任補償制度に加入することはできますか？
- A1** 加入できます。ただし、介護保険・支援費対象の事業者は、必ず制度②福祉事業者総合賠償責任補償制度へご加入ください。
- Q2** 介護事業の業務のうち、デイサービスとショートステイの保険料計算の仕方を教えてください。
- A2** 施設サービスに区分され、施設の定員数による保険料に含まれるので、売上げによる保険料計算は不要です。

(施設入所者・利用者災害見舞金)

- Q3** ケガであればどのような場合でも支払われますか？
- A3** 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガについては保険金をお支払いしません。例えば病気が原因で倒れてケガをした場合は、疾病によって生じた傷害か否かの認定により、お支払いの対象とはならない場合があります。
- Q4** 入所型施設と通所型施設では補償内容がどのように異なりますか？
- A4** 制度⑤入所者・利用者見舞金補償制度の場合、いずれの場合も、補償範囲は同じで差はありません。死亡見舞費用の支払限度額は、入所型施設と通所型施設では異なりますのでご注意ください。ただし制度⑥入所者傷害事故補償制度は、入所型施設入所者のみをご加入いただけます。
- Q5** 見舞金はどのようにして支払われますか？
- A5** 制度⑤入所者・利用者見舞金補償制度の場合、基本的には施設が見舞金として、ケガをされた方へ支給した費用を保険金として施設へお支払いするものです。各施設で見舞金規定等を作成、整備し運営ください。

(施設職員災害補償)

- Q6** 労災上乘せ補償と非常勤職員災害補償の違いを教えてください。
- A6** 労災上乘せ補償の対象者は政府労災対象者のみです。有償ボランティアなど、稼働人数の変動が多い政府労災対象外の方がいる場合、制度⑩非常勤職員災害補償制度をご利用ください。

◆加入手続方法について

- Q7** 特養にデイサービスとショートステイを併設しています。まとめて加入できますか？
- A7** 基本的には施設単位で加入しますが、同一敷地内の施設であれば、まとめて加入しても結構です。まとめる施設名を記載したうえで、定員数や売上げの該当分を合算してください。同一法人でも施設の所在地が異なる場合は、加入申込票は施設単位で作成してください。
- Q8** グループホームを新設します。加入の仕方を教えてください。
- A8** 介護事業対象の老人施設、支援費対象の障害者施設ともに、制度②福祉事業者総合賠償責任補償制度の施設定員数により保険料を算出してください。
- Q9** 施設に登録されたボランティアスタッフによる第三者に対する賠償事故も対象になりますか？
- A9** ①社会福祉施設賠償責任補償制度および②福祉事業者賠償責任総合補償制度においては、施設の役職員の監督または指揮のもとに施設の業務を行う者も被保険者となっています。よって、ボランティアが賠償責任を負うケースの多くがこの制度の補償対象となりますが、「施設の役職員の監督または指揮のもとに施設の業務を行う」という定義に当てはまらない活動の可能性がある場合には、同時にボランティア活動保険への加入をお勧めしてください。
- Q10** すでに他の保険へ加入している場合、この保険制度への加入はどうすればいいですか？
- A10** 次の2通りの方法があります。
 ①現在の保険を1/1付で中途解約してこの保険制度へ加入する。(解約返れい金が発生する場合があります。)
 ②現在の保険の満期日まで待ち、この保険制度へ中途加入する。(補償開始日は中途加入の時期により異なります。)